

## 市営住宅住み替え事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。)に基づき、市営住宅の入居者の住み替えの取り扱いを定め、入居に関するミスマッチの解消を促進し、入居の適正化を図り、市営住宅の円滑な運営と管理を目的とする。

### (対象者)

第2条 本要領の適用は条例第5条第1項第7号及び第8号の規定に基づき当該各号に定める。

- (1) 住戸専用面積が50㎡未満の中層耐火構造建住宅に居住している者で、その世帯人数が4人以上のもの
- (2) 特定目的住宅(福祉住宅・心身障害者住宅・母子住宅・老人ペア住宅・シルバー住宅)に居住している者で、入居後当該住宅の入居対象者としての資格を失ったもの
- (3) 高齢者等世帯向住宅に居住している者で、入居後当該住宅の入居対象者としての資格を失ったもの
- (4) 高齢者等世帯向住宅への入居取扱要領(平成2年4月1日施行)第5条第2項により入居した者で、一般住宅への住み替えを図るもの
- (5) 一般世帯向け住宅に居住していて入居後単身となった者で、適切な小規模の住宅への住み替えを図るもの
- (6) 小学生以下の子ども(胎児を含む。)とその親を含む世帯員で構成される子世帯と小学生以下の子どもの祖父母を含む世帯員で構成される親世帯が、新たに100m以内の近隣へ居住するため住み替えを図るもの。
- (7) その他市長が特に必要であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、入居者に家賃滞納があり、納付指導に従わない、無断転貸など法又は条例等の義務不遵守があり、信頼関係を保持し難い場合は対象者として取り扱わないものとする。

### 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。